

意見書案第4号

県内の国民健康保険被保険者全員に資格確認書の交付を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり東近江市議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和7年6月27日

東近江市議会議長
西 崎 彰 様

提出者

東近江市議会 福祉教育こども常任委員会
委員長 山 本 直 彦

県内の国民健康保険被保険者全員に資格確認書の交付を求める意見書

令和 6 年 12 月 2 日をもって従来の保険証の新規発行が停止されてから半年が経過したが、県内におけるマイナ保険証の利用率は依然として 30 パーセント台にとどまっている。医療機関の窓口では、資格確認システムの接続トラブルが発生した際には、従来の保険証による確認が最も多く行われている。

今後、7 月末には従来の保険証の有効期限が切れるほか、マイナンバーカードの電子証明書の更新忘れが増加することも予想されており、被保険者及び医療機関において更なる混乱が生じることが懸念される。

厚生労働省は、マイナ保険証への円滑な移行と自治体窓口での混乱回避を目的として、後期高齢者医療制度の被保険者全員に対し資格確認書を交付することとした。

一方で、マイナ保険証を保有する国民健康保険の被保険者には、「資格情報のお知らせ」が普通郵便で送付されるものの、それ単体では医療機関受診時の保険証の代用にはならない。

また、国民健康保険証は 7 月末に有効期限が切れるため、各市町村においては被保険者全員に対して、資格確認書又は資格情報のお知らせを送付する作業が必要となるが、作業は煩雑であり、事務負担及び費用の増加は避けられない。そのような状況の中、既に全被保険者へ資格確認書を交付する方針を決定した自治体も存在する。

国民健康保険は、平成 30 年度から都道府県単位で運営されており、滋賀県では令和 9 年度の「国保料完全統一化」を目指した取組が進められていることから、マイナ保険証が適切に普及・運用されるまでの間、県内全市町が一律に資格確認書を交付できる体制の構築が必要であると考え、下記の事項を強く要望する。

記

県内の国民健康保険被保険者が安心して医療機関を受診できるよう、また、地方自治体の事務負担を軽減するため、マイナ保険証の所持に関わらず、被保険者全員への資格確認書の交付に向け、滋賀県として対処すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 7 年 6 月 日

東近江市議会議員 西 崎 彰

三日月大造滋賀県知事 宛